

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	市営住宅等の管理に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

大分市は、市営住宅等の管理に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

大分市長

## 公表日

令和6年9月30日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	市営住宅等の管理に関する事務
②事務の概要	公営住宅法、住宅地区改良法、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律、大分市営住宅条例、大分市地域特別賃貸住宅条例、大分市従前居住者用賃貸住宅条例、大分市特定公共賃貸住宅条例、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づき特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(一部、「大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」による独自事務として予定) 1 収入申告の受理、審査、決定に関する事務 2 家賃若しくは敷金若しくは駐車場使用料若しくは保証金の減免または徴収猶予の申請の受理、審査、決定に関する事務 3 敷金の徴収に関する事務 4 入居の申込みの受理、審査、決定に関する事務 5 同居または承継承認申請の受理、審査、決定に関する事務 6 高額所得者等への明け渡しの請求に関する事務 7 近傍同種家賃の決定とその徴収に関する事務 8 明け渡し期限延長の申し出の受理、審査、決定に関する事務 9 住宅のあっせん等に関する事務 10 家賃若しくは敷金若しくは割増賃料若しくは金銭若しくは駐車場使用料若しくは保証金の徴収に関する事務 11 敷金及びの還付に関する事務 12 明け渡しの請求に関する事務
③システムの名称	公営住宅管理システム、団体内統合宛名管理システム、中間サーバ
2. 特定個人情報ファイル名	
住宅管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1、番号利用法第9条第1項 別表27の項、52の項及び93の項 2、番号利用法第9条第2項により定める大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号。以下「番号条例」という。) 別表第一の11の項、12の項及び13の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項及び124の項 【提供の根拠】 提供は行わない
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	住宅課
②所属長の役職名	課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	大分市 総務部 総務課 情報公開室 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	大分市 土木建築部 住宅課 〒870-8504 大分県大分市荷揚町2番31号

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年12月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ ] 内部監査 [ ] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年9月30日	I 関連情報 3.個人番号の利用 法令上の根拠	1、番号法第9条第1項 別表第一の19の項、35の項及び61の2の項 2、番号法 別表第一の主務省令で定める事務をを定める命令(別表第一省令) 別表第一省令第18条及び第26条 3、番号法第9条第2項により定める大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 (平成27年条例第44号。以下「番号条例」という。) 別表第一の11の項、12の項及び13の項 4、番号条例施行規則第12条及び第13条及び第14条(予定)	1、番号利用法第9条第1項 別表27の項、52の項及び93の項 2、番号利用法第9条第2項により定める大分市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年条例第44号。以下「番号条例」という。) 別表第一の11の項、12の項及び13の項	事後	
令和6年9月30日	I 関連情報 4.情報提供ネットワークによる 情報連携 法令上の根拠	1、番号法第19条第8号 別表第2の31の項、54の項及び85の2の項 2、番号法 別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(別表第2省令) 別表第2省令第22条及び第28条	【照会の根拠】 番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表53の項、76の項及び124の項 【提供の根拠】 提供は行わない	事後	